

厚生労働省沖縄労働局発表
令和7年(2025年)4月1日(火)

担当	職業安定部	職業安定課
	部長	中島千勝
	職業安定課長	真壁朝文
	電話	098(868)1655

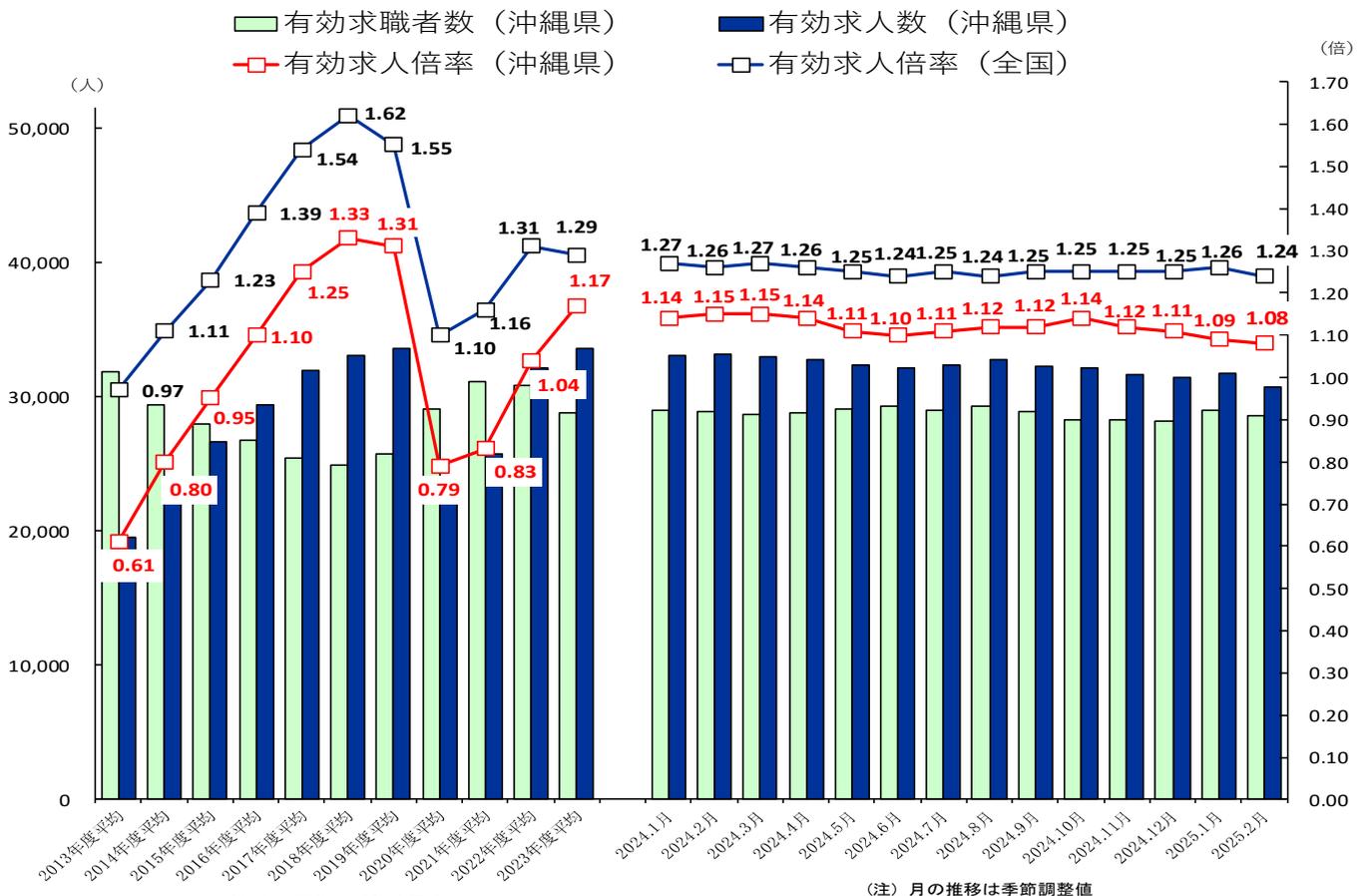
「労働市場の動き」令和7(2025)年2月

沖縄の雇用情勢は一部で堅調な動きがみられるが、求人の動きに落ち着きがみられる。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

【就業地別】

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍で、前月より0.01ポイント低下。
- 新規求人倍率(季節調整値)は1.94倍で、前月より0.03ポイント低下。
- 正社員有効求人倍率(原数値)は0.71倍で、前年同月より0.02ポイント低下。

【第1表】 求人、求職及び有効求人倍率の推移



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

1. 有効求人倍率・新規求人倍率の動き【就業地別】

(1) 有効求人倍率

有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍で、前月より0.01ポイント低下。

- ①月間有効求人数(季節調整値)は30,749人で、前月比3.0%減(956人減)となった。
 - ②月間有効求職者数(季節調整値)は28,527人で、前月比1.6%減(463人減)となった。
- ※有効求人倍率等の推移に関するグラフは1ページ(第1表)に掲載しております。

(2) 新規求人倍率

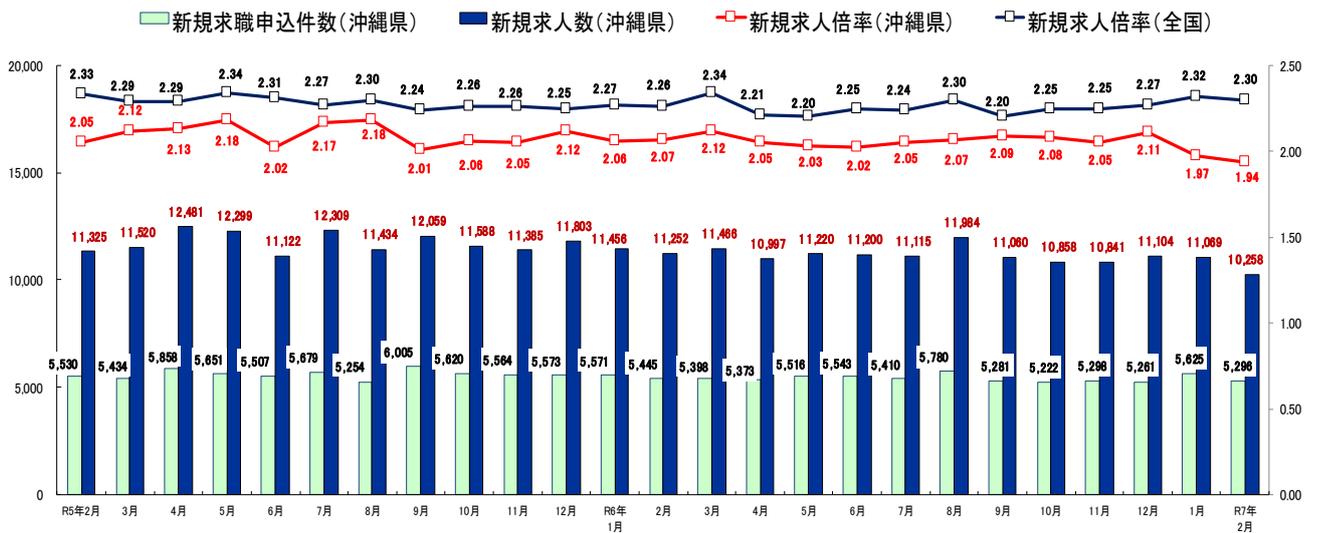
新規求人倍率(季節調整値)は1.94倍で、前月より0.03ポイント低下。

- ①新規求人数(季節調整値)は10,258人で、前月比7.3%減(811人減)となった。
- ②新規求職申込件数(季節調整値)は5,296件で、前月比5.8%減(329件減)となった。

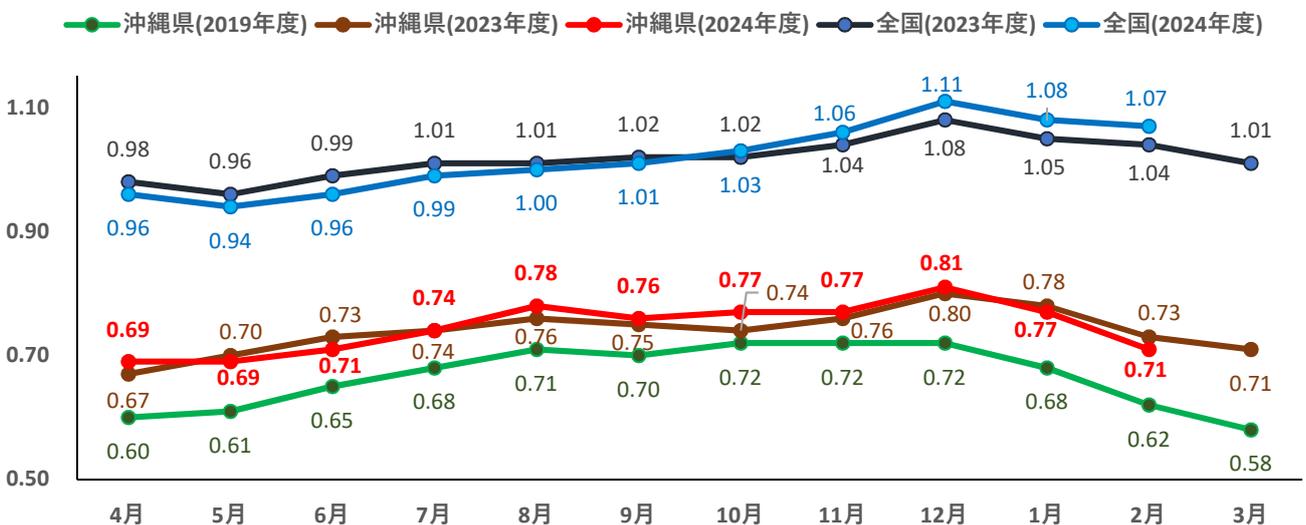
(3) 正社員有効求人倍率(現数値)

正社員有効求人倍率(原数値)は0.71倍で、前年同月より0.02ポイント低下。

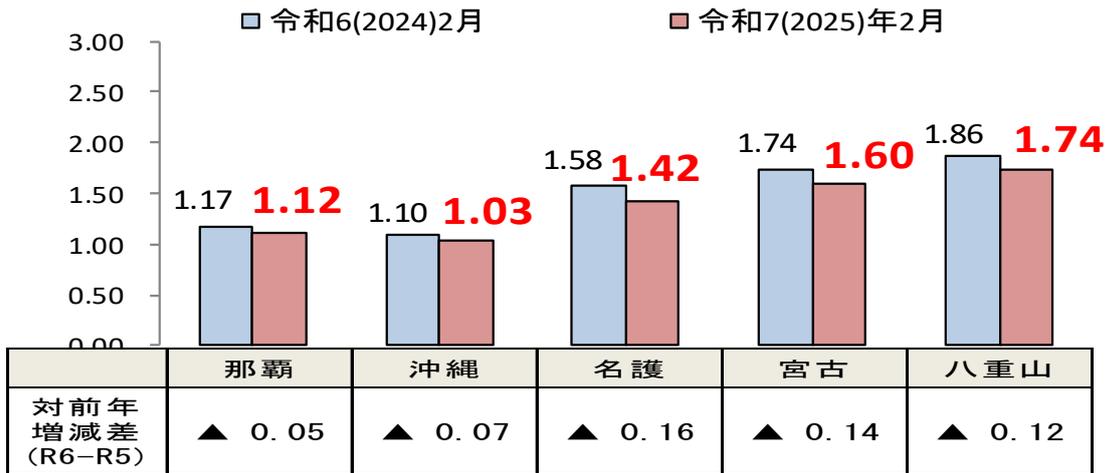
【第2表】 新規求人倍率の推移 (季節調整値)



【第3表】 正社員有効求人倍率の推移 (原数値)



【第4表】 ハローワーク別有効求人倍率(全数・原数値)



2. 求人の動き【就業地別】

(1) 月間有効求人数について

月間有効求人数(原数値)は34,356人で、前年同月比7.1%減(2,644人減)と16か月連続の減少となった。

(2) 新規求人数について

新規求人数(原数値)は12,133人で、前年同月比10.0%減(1,347人減)と6か月連続の減少となった。主要産業別に前年同月比でみると、医療・福祉は7.2%増、サービス業(他に分類されないもの)は4.7%増となった。一方、生活関連サービス業・娯楽業は39.1%減、情報通信業は33.2%減となった。

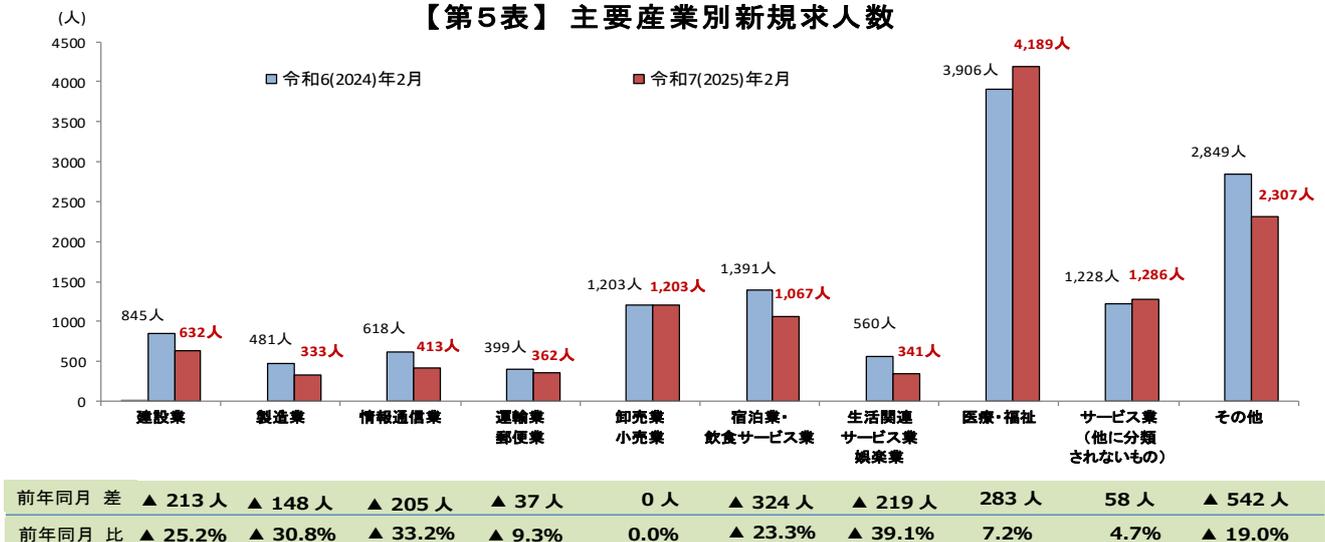
(3) 正社員求人数について

正社員有効求人数は12,645人で、前年同月比5.3%減(706人減)と6か月連続の減少となった。正社員新規求人数は4,497人で、前年同月比1.3%減(57人減)と3か月連続の減少となった。新規求人数に占める正社員求人の割合は37.1%で、前年同月比で3.3ポイント上回った。

(4) パートタイム求人について

月間有効求人数は12,949人で、前年同月比10.5%減(1,526人減)となり、新規求人数は4,589人で、前年同月比16.1%減(878人減)となった。

【第5表】 主要産業別新規求人数



3. 求職の動き

(1) 月間有効求職者の状況

月間有効求職者数(原数値)は29,588人で前年同月比1.2%減(355人減)と5か月連続の減少となった。

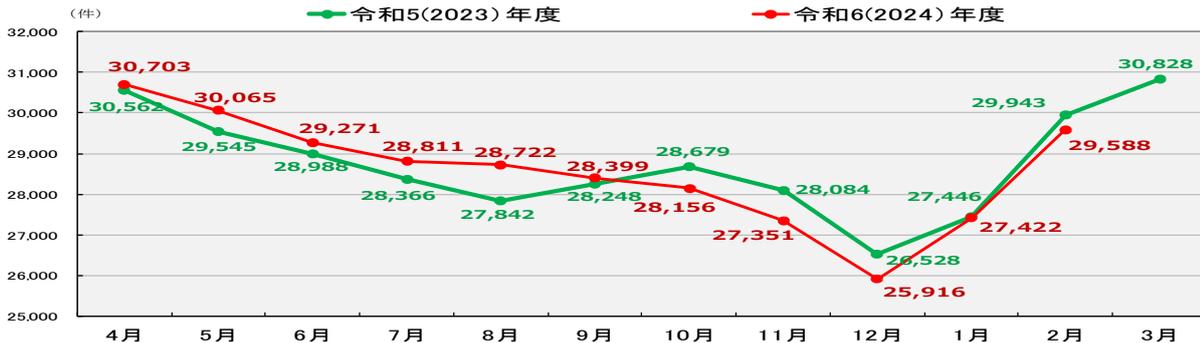
(2) 新規求職申込みの状況

新規求職申込件数(原数値)は7,018件で、前年同月比3.1%減(221件減)と2か月ぶりの減少となった。

(3) 雇用保険受給者の状況

雇用保険受給資格決定件数は1,365人で、前年同月比2.4%減(34人減)となった。

【第6表】月間有効求職者数



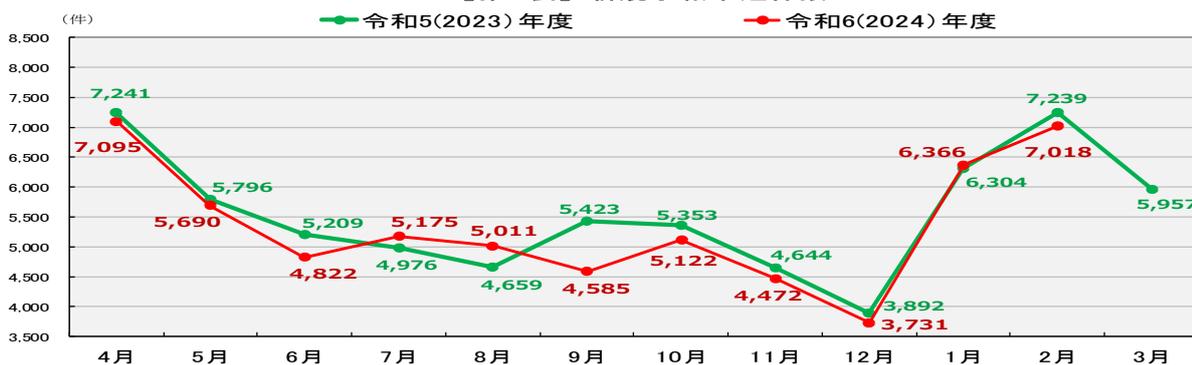
【第7表】月間有効求職者数の状況について

(単位:件,%)

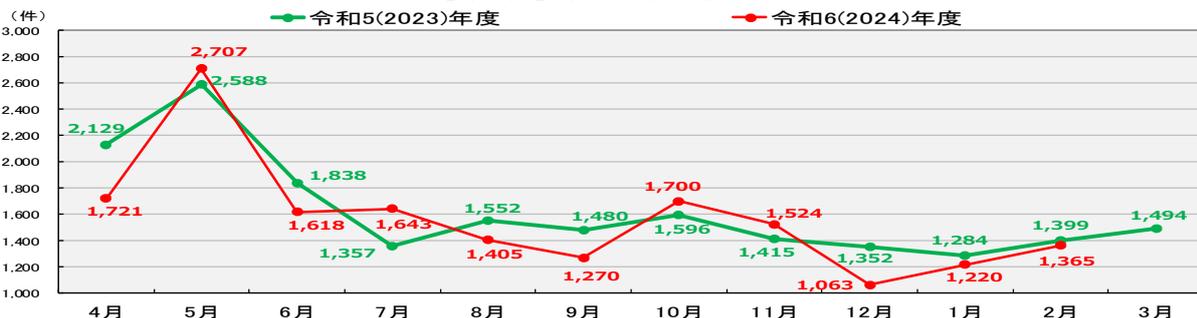
月間有効求職者数 合計	前年同月比	就業・不就業の状態別										
		在職者		離職者		うち事業主都合		うち自己都合	無業者			
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比				
令和6(2024)年2月	29,943	8.8	6,835	41.0	18,858	3.9	4,333	1.8	13,525	5.2	4,250	▲ 6.1
令和7(2025)年2月	29,588	▲ 1.2	6,995	2.3	18,296	▲ 3.0	4,277	▲ 1.3	13,043	▲ 3.6	4,297	1.1

新規学卒を除き、パートを含む。(原数値)

【第8表】新規求職申込件数



【第9表】雇用保険受給資格決定件数



4. 就職の動き

(1) 就職件数について

就職件数は2,155件で、前年同月比8.2%減(192件減)と6か月連続の減少となった。

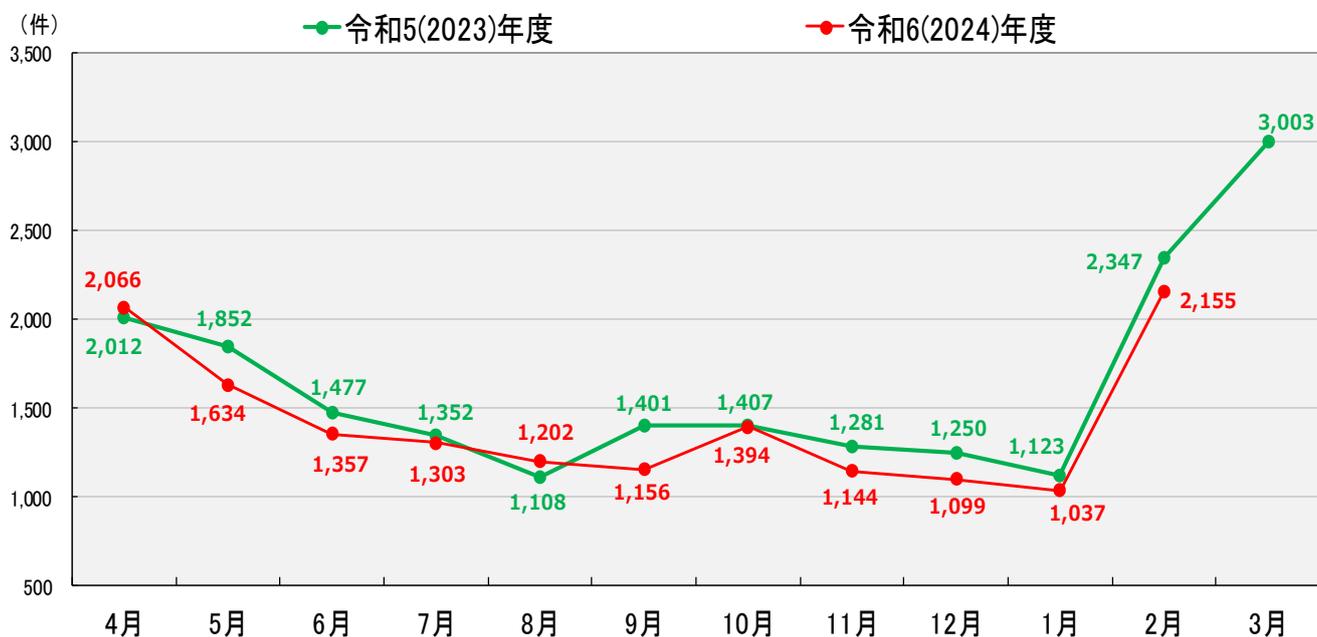
(2) 県内就職について

県内就職は2,094件(就職件数全体に占める割合:97.2%)で、前年同月比7.4%減(168件減)と4か月連続の減少となった。

(3) 県外就職について

県外就職は61件(就職件数全体に占める割合:2.8%)で、前年同月比28.2%減(24件減)と2か月連続の減少となった。

【第10表】 就職件数の推移



【参考】有効求人倍率・新規求人倍率の受理地別の数値について

(1) 有効求人倍率【受理地別】について

- ①有効求人倍率(季節調整値)は0.96倍で、前月より0.01ポイント低下。
- ②月間有効求人数(季節調整値)は27,248人で、前月比3.4%減(957人減)。
- ③正社員の有効求人倍率(原数値)は0.63倍で、前年同月より0.03ポイント低下。

(2) 新規求人倍率【受理地別】について

- ①新規求人倍率(季節調整値)は1.70倍で、前月より0.07ポイント低下。
- ②新規求人数(季節調整値)は9,005人で、前月比9.6%減(955人減)。

沖縄労働局では、有効求人倍率、月間有効求人数、新規求人倍率、新規求人数について、就業地別の数値で雇用情勢の説明を行っております。

就業地別と受理地別の違いは次のとおりです。

- ・就業地別：求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人数(新規求人数)を集計して算出したもの。
- ・受理地別：求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人(新規求人数)を集計して算出したもの。

なお、月間有効求職者数及び新規求職申込件数では、受理地別・就業地別の区分は行っておりません。これらの数値については、沖縄県内のハローワークにおいて、新規に受理された求職申込件数(新規求職申込件数)および有効中の求職者数(月間有効求職者数)を発表しております。

○本発表に関連するデータは、沖縄労働局ホームページでご覧になれます○

【掲載先】

沖縄労働局ホーム>統計情報>求人求職・労働市場の動き>統計情報>労働市場の動き

【URL】

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku/toukei/koyounougoki.html



○政府統計ポータルサイト「e-Stat」のご案内○

求人数、求職者数など一般職業紹介状況の全国及び都道府県ごとのデータは、政府統計ポータルサイトe-Statにて提供しております。

【URL】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450222&tstat=000001020327>





沖縄労働局長 柴田

沖縄労働局 トピックス



職業安定部長 中島

トピックス 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の創設について

令和7年4月から新しい育児休業に関する給付が創設されます。

① 出生後休業支援給付

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

② 育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給します。

【参考資料：別添1】

「ハローワークイベント開催予定表（令和7年4月）」

【参考資料：別添2】

令和7年4月1日

出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金を創設します。

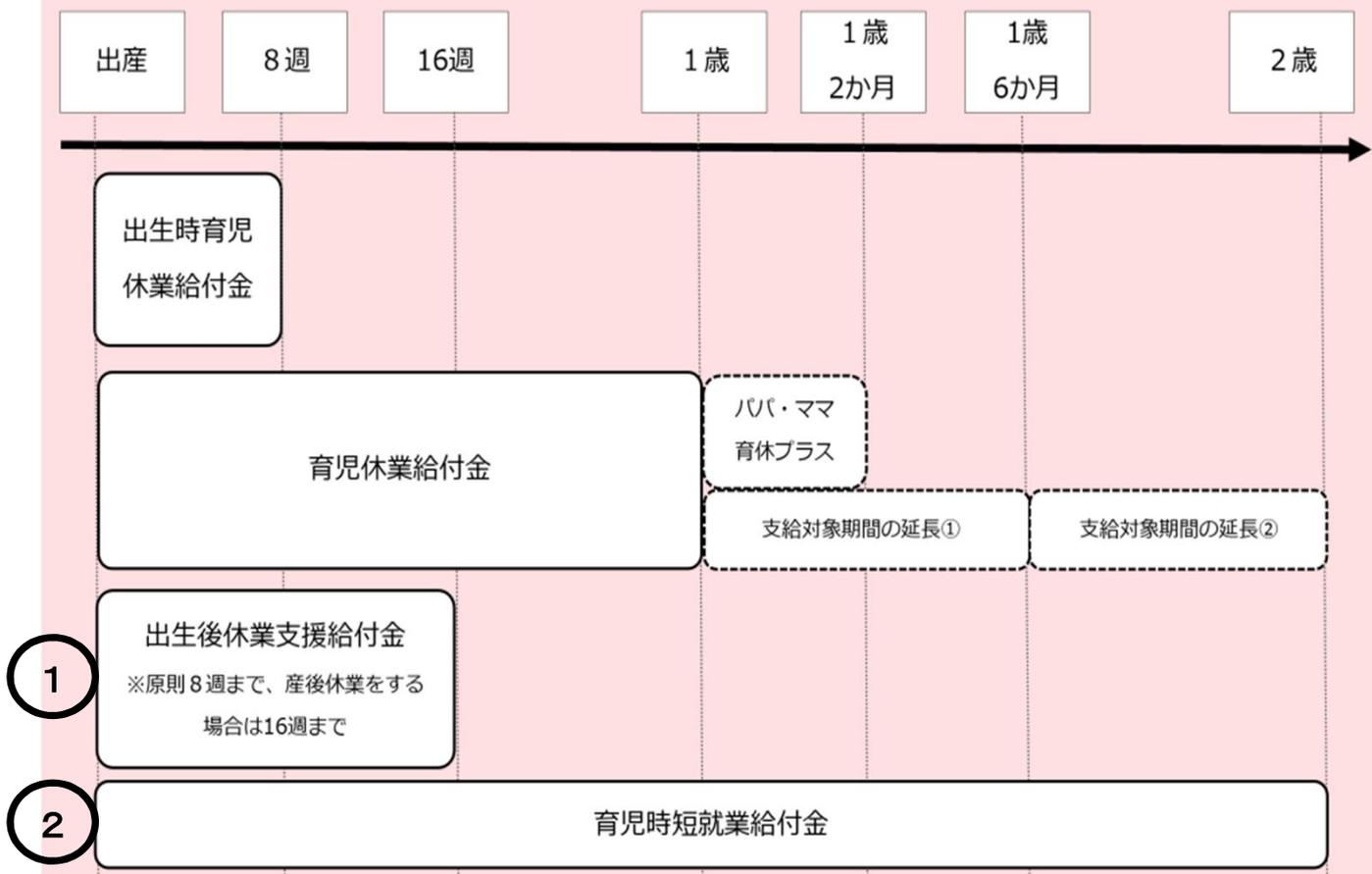
① 出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

② 育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給します。

各給付金の対象範囲



3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することとはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

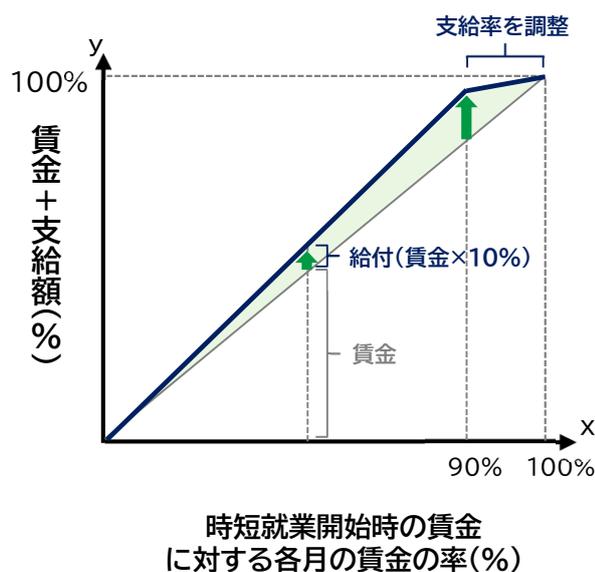
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

支給額のイメージ

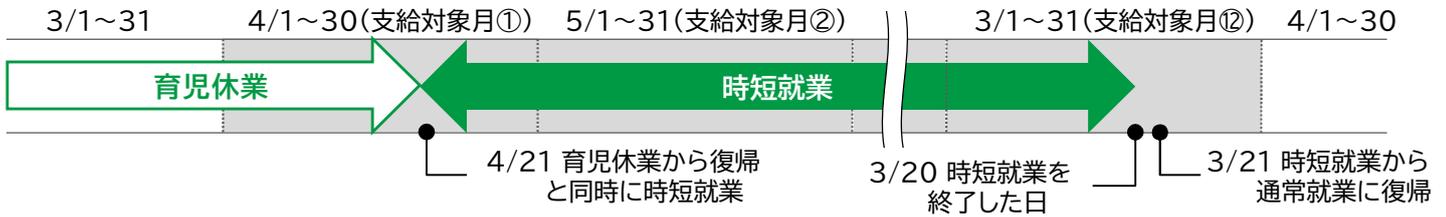


(裏面もご覧ください)

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日^(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日^(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き^(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。

沖縄県内のハローワークイベント開催予定表（令和7(2025)年4月）

沖縄労働局作成

開催日予定日	web 開催	リアル 会場	タイトル	開催 ハローワーク	備考
4月3日		○	求職活動マインドセミナー (34歳以下の求職者対象)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区7階)で開催
4月10日		○	企業説明会	八重山	就労継続支援B型 しあわせさま
4月10日		○	求職活動マインドセミナー (59歳までの求職者対象)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区6階)で開催
4月11日		○	企業説明会	八重山	(株) ドリーム・アーツ
4月11日		○	マイページ利用講座 (ハローワークインターネットサービス実践編)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区6階)で開催
4月11日		○	履歴書・志望動機ポイントセミナー (34歳以下限定)	那覇	
4月11日		○	就勝!自己発見セミナー (34歳までの求職者対象)	那覇	
4月11日		○	介護のお仕事セミナー (介護職に興味のある方)	那覇	
4月15日		○	看護職の働くを応援するジョブセミナー	那覇	看護資格所持者
4月16日		○	企業説明会	八重山	社会福祉法人ばいぬしまきのこほくいん
4月17日	○		求職活動マインドセミナー (59歳までの求職者対象)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区6階)で開催
4月17日		○	「タクシーのお仕事」体験会	沖縄	
4月17日		○	わかもの就職応援セミナー (34歳以下の求職者対象)	沖縄	ハローワークプラザ沖縄で開催
4月18日	○	○	60歳からの求職活動マインドセミナー (60歳以上の求職者対象)	那覇	
4月18日		○	【お仕事理解ミニセミナー】介護のお仕事編	沖縄	
4月22日		○	警備のお仕事セミナー	那覇	
4月23日		○	企業説明会	八重山	(株) JAL JTAセールス
4月23日		○	就労支援セミナー 建設業の「け」	沖縄	ハローワークプラザ沖縄で開催
4月24日		○	ホテルのお仕事セミナー	那覇	
4月24日		○	求職活動マインドセミナー (59歳までの求職者対象)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区6階)で開催
4月24日		○	キャリアチャレンジ支援セミナー (55歳以下の求職者対象)	沖縄	ハローワークプラザ沖縄で開催
4月25日		○	企業説明会	八重山	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート
4月25日		○	年金・医療保険セミナー (55歳以上の求職者対象)	那覇	
4月25日		○	マイページ利用講座 (ハローワークインターネットサービス実践編)	那覇	ハローワークプラザ那覇(那覇バスターミナル直上、カーナ旭橋A街区6階)で開催
4月25日		○	求職活動マインドセミナー (59歳までの求職者対象)	沖縄	ハローワークプラザ沖縄で開催

★上記以外にも「日替わりミニ企業説明会」などの開催を各ハローワークで予定しています。

※各イベント開催場所について、備考欄に開催場所が記載されていないものは、開催ハローワーク本庁舎内で実施します。

